

2023-7-27 成年後見制度利用促進専門家会議 第4回成年後見制度の運用改善等に関するワーキング・グループ

○新井主査 定刻となりましたので、ただいまから成年後見制度利用促進専門家会議の第4回「成年後見制度の運用改善等に関するワーキング・グループ」を開催いたします。

委員の皆様方におかれましては、大変お忙しいところをお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

本日は、ウェブ会議システムを活用しての実施としております。また、傍聴席は設けず、動画配信システムでのライブ配信により一般公開する形としております。

まず、本日の委員の出席状況について事務局から報告をお願いいたします。

○南成年後見制度利用促進室長 事務局でございます。

本日の出席状況につきましては参考資料1のとおりでございます。なお、瀬戸委員から御欠席の御連絡をいただいているところでございます。

○新井主査 それでは、議事に移ります。

本日は、計6件の報告と質疑応答をして、その後に全体を通しての意見交換を行います。

初めに、私が用意した資料1の検討項目について事務局から説明をお願いいたします。

○南成年後見制度利用促進室長 この7月で人事異動がございまして、事務局に新たに着任しました成年後見制度利用促進室長の南と申します。どうぞよろしくをお願いいたします。

それでは、資料1につきまして御説明をさせていただきます。このワーキング・グループの検討項目でございます。

論点は、「適切な報酬算定に向けた検討及び報酬助成の推進等に関すること」ということで掲げてございます。

検討事項は、第二期基本計画から抜粋しております。これは前回もお示ししておりますので省略いたします。

今回の検討項目ですが、後見人等の適切な報酬の算定に向けた裁判所による自律的な検討と申立費用・報酬の助成制度の推進等。市町村の成年後見制度利用支援事業が全国的に適切に実施される方策。国の地域支援事業及び地域生活支援事業について、必要な見直しを含めた対応の検討。法律専門職を含めた後見人等が弁護士又は司法書士に民事裁判等手続を依頼した場合に適切に民事法律扶助制度が活用される方策の検討を掲げてございます。

検討スケジュールについて、本日は4回目の開催となります。予定していた回は本日で終了でございます。

資料1については以上でございます。

○新井主査 では、議題1「有識者等による報告」に入ります。

報酬の受領の実情について、こちらは報告のみとなりますが、弁護士会、リーガルサポート、社会福祉士会から、続けて報告をお願いいたします。最初に、日弁連の吉野氏からの御報告をお願いいたします。

○吉野氏 日弁連高齢者・障害者権利支援センター事務局次長の弁護士の吉野智から御報告申し上げます。私からは、日弁連で行いました弁護士後見人の成年後見業務に関する報酬実態アンケート調査の分析結果について御報告申し上げます。

まず、アンケート調査の基礎情報についてです。

目的です。成年後見業務に関して、特に付加報酬、無報酬案件及び成年後見制度利用支援事業（報酬助成事業）の各実情を調査することを目的としております。当時、最高裁のほうで、全国の家庭裁判所を通じて、報酬額や無報酬案件の実情に関する調査を行うというお話がございましたので、それとは別に、担い手である弁護士後見人の目線で、その調査で捉えることができないかもしれない論点を中心にアンケートを行いました。アンケートの対象です。全国の後見業務に従事する弁護士会員が対象となっております。2021年10月から2022年9月までの1年間に家庭裁判所に年間報告をした案件を対象としております。アンケートの実施期間です。2022年12月15日から2023年1月31日まで。アンケート回答総数は1259件となっております。

本日は、付加報酬について、付加報酬の金額、及び、付加報酬請求しなかった事案の実情について御報告申し上げ、その後、無報酬案件の実情、そして成年後見制度利用支援事業について御報告申し上げます。なお、本分析結果の詳細につきましては、日弁連のホームページのほうでも掲載しておりますので、併せて御参照ください。

今回のアンケートですが、後見人か監督人のいずれかの業務に従事したことがある会員数は1220名で、今回のアンケートの分母になっているところでもありますので、最初にこの数字だけ申し上げておきます。

それでは、付加報酬について御報告申し上げます。

まず、金額についてです。後見報酬は、基本的な事務に対する基本報酬と特別な行為をしたことに対する付加報酬とがあります。特別な行為といいますがいろいろありますが、今回のアンケートでは、弁護士後見人が比較的多く対応する5つの類型、すなわち訴訟、調停、示談交渉案件、遺産分割協議案件、不動産売却案件、身上保護の負担が重い案件、親族間紛争案件の5つの類型に絞って付加報酬の額について調査いたしました。なお、裁判所のほうから、報酬審判に当たって付加報酬の額は幾ら幾らですと明示されているわけではございません。ただ、基本報酬額のほうは目安が出ていたりして、およその見当はつきますので、裁判所から示される報酬総額から基本報酬額を差し引いて付加報酬額を算出してもらっています。

具体的に見ていきたいと思いますが、お時間の関係もございまして、幾つか絞って見ていきたいと思っております。

まず、後見人として、訴訟、調停、示談交渉案件に対応した場合の付加報酬についてです。このような類型は、弁護士の法的知識、実務経験に裏づけられた専門性を発揮する場面でありまして、また、その専門性を期待されて選任されている類型になろうかと思っております。ここに「経済的利益」とありますが、この経済的利益といいますが、御本人が現実

に得た利益とと考えていただけたらと思います。この表だけ見てもなかなか分かりにくいかと思しますので、法テラスの代理援助基準と比較して御説明申し上げたいと思います。法テラスの代理援助基準でいきますと、金銭請求の場合、3000万円以下ですと、その10%を報酬の基準とすることになっております。したがって、この経済的利益、例えば2000～2999万円のレンジで見ますと、その10%が200～299万となりますので、それが法テラスの代理援助基準の場合の報酬の基準になります。それに対して、今回調査で得られた付加報酬の額というのは、60万円未満が55.6%を占めているという状況になっておりまして、現在の付加報酬の額は、法テラスの代理援助基準をかなり下回っているような基準で推移していると考察されます。このような傾向は、遺産分割協議案件及び不動産売却案件にも同様に認められる傾向と言えます。

続きまして、身上保護の負担が重い案件について御報告申し上げます。この場合の付加報酬の額についてですけれども、そもそもこの身上保護の負担が重い案件というのは、例えば虐待や本人対応に苦慮する事案等が想定されまして、後見人としては、時間的・労力的・精神的負担が重い類型と理解されます。報酬の額ですが、この円グラフにありますように、15万円未満が84%で、15万円以上が16%という形になっております。15万円未満の実情は分からないので、はっきりしたことは申し上げられないところもありますが、少なくとも労力に見合った加算がされていないのではないかと考察されます。このような傾向は親族間紛争案件についても同様に認められるところです。

続きまして、付加報酬請求しなかった事案の実情について御報告申し上げます。現在、後見人が弁護士の案件において法テラスの代理援助を利用することはできません。この現状と関係した調査項目と見ていただけたらと思います。

対象者1220名中、後見人及び監督人を含めて全体の12%に当たる146名の回答者が、対象期間内に法的課題を処理するも付加報酬請求をしなかった経験を有するという結果が出ております。

付加報酬請求しなかった法的課題処理の類型としては、「本人の任意整理や自己破産等の債務整理関係」が非常に多い状況です。また「本人を被告、相手方とする裁判手続き」あるいは「本人に対する離婚、離縁等の親族関係の手続き」といったものも一定数認められるところです。

付加報酬請求しなかった理由についてですが、こちらは「本人に資力がないから」という理由が非常に多いです。また「成年後見制度利用支援事業（報酬助成）案件につき、付加報酬を受け取れないから」という理由も多くございます。この2つの理由は、端的に申し上げれば、御本人に資力がないからということになるかと思っております。したがって、本人に資力がないがゆえに付加報酬請求しなかったという理由が圧倒的に多いという状況になっていると分析することができると思います。

まとめですが、弁護士としては、基本的人権擁護の見地から、債務整理や本人を被告等とする案件等、後見事務手続上、本人の権利を守るため法的課題を処理せざるを得ないと

判断して対応することが多いと思います。しかしながら、御本人に資力がなく、法的課題を解決しても付加報酬の請求ができていない案件が相当数あることが示されていると分析することができます。

続きまして、無報酬案件の実情について御報告申し上げます。

まず、ここで言う無報酬案件についてですが、ここは、最高裁の報酬調査の対象になっていた、後見人がそもそも報酬請求しなかった案件に加えて、報酬請求をして報酬審判を得ているけれども報酬を受け取ることができなかったという案件も含めて無報酬案件と呼んでおります。

後見人案件についてですが、対象者1220名中、全体の16.5%に当たる201名の回答者が、対象期間内に無報酬案件の経験を有していたという結果が出ています。

報酬を受け取れなかった理由についてです。ここにおきましても「本人に報酬を払う資力がないから」という理由が圧倒的に多いです。「報酬を受け取った場合に本人や親族等から強い反発を受けて後見事務に支障が生じるから」という理由も一定数ございますが、基本的に御本人に資力がないからということが大きな理由であることを考えますと、無報酬案件をなくしていくという見地からは、やはり報酬助成事業の拡充が必要になっているということなのではないかと考察されます。

続きまして、成年後見制度利用支援事業（報酬助成）の実情についてです。

円グラフにありますように、対象者1220名中、全体の12.1%に当たる148名の回答者が、対象期間内に報酬助成の利用を断られたり、制限されたりした経験を有していたことが分かります。

成年後見制度利用支援事業を利用できなかった事情の内訳です。「助成自体を断られた」という回答が一番多かったです。また「助成額を制限された」という回答、あるいは「助成期間を制限された」という回答も一定数ございました。

助成自体を断られた理由についてです。「助成事業自体がないから」という理由はそれほど多くはありませんでした。しかしながら、「首長申立案件ではないから」あるいは「生活保護受給世帯ではないから」あるいは「資力・収入要件を満たさなかったため」という理由が多くございました。「住所要件を満たさなかったため」という理由も一定数ございました。助成額や助成期間を制限された理由についてですが、「事業の根拠となる要綱に助成の制限に関する規程がある」という理由が多く、また「予算上の措置」によるものという理由もございました。

成年後見制度利用支援事業の実情については、定量的な評価だけでは課題が見えてきにくいところもありますので、具体的な実情や課題を把握すべく、自由記載欄を設けさせていただき、利用者としての意見を集約しております。ここでは、その集約した結果を記載しておりますので、後ほど資料を御確認いただけたらと思いますが、この場では、目次的に項目だけ御報告申し上げたいと思います。

まず、助成の対象要件に関する意見として、対象要件が非常に厳しいという意見が出て

おります。また、助成額に関する意見として、助成額が少ないという意見が出ております。また、助成のための手続が複雑、面倒であるという意見も出ております。また、助成の地域間格差もばらつきが大きいという意見が出ております。助成の広報につきましても不十分である、分かりにくいという意見が出ております。助成に係る裁判所の対応に関する意見も出ております。

まとめです。「1 付加報酬案件」については、(1) 付加報酬額について、全体に低額で、法的課題を処理しても法テラスの代理援助基準をかなり下回っていたり、身上監護の負担等の重い事案でも業務の負担が適切に反映されていない実態がある。専門性に配慮した付加報酬額の算定方法の見直しが求められると考えます。(2) 付加報酬請求しなかった事案の実情について、本人に資力がなく、法的課題を解決しても付加報酬の請求をできない案件が相当数あります。善意による対応ではなく、制度として持続可能となるための対応が必要と思われれます。弁護士が後見人の場合でも法テラスの代理援助の利用を可能とする改善が求められると考えます。

「2 無報酬案件」については、無報酬案件を受任している弁護士後見人は相当数おり、全国的に成年後見制度利用支援事業の拡充が必須と考えます。

「3 成年後見制度利用支援事業（報酬助成）」については、同事業について、利用を制限された弁護士後見人が相当数います。助成対象要件について、首長申立案件、生活保護案件等に限定していること、資力要件、住所要件のあり方等に不都合を感じている者も多いです。自治体による地域間格差も小さくありません。利用に必要な手続のあり方、要件、手続き等の広報の仕方についても利用者目線を意識した見直しが求められると考えます。助成額を含め、全国的にさらなる運用改善が必須と考えております。

○新井主査 吉野さん、御報告どうもありがとうございました。

それでは、次に移ります。成年後見センター・リーガルサポートの吉弘氏からの御報告をお願いいたします。

○吉弘氏 御紹介いただきました成年後見センター・リーガルサポート常任理事の吉弘と申します。報酬の調査を行わせていただきました。時間の関係で全てに触れることはできませんので、かいつまんで御説明をさせていただきます。説明をしきれない部分は資料を御覧いただければと思います。

調査のほうは、調査チームを編成いたしまして5名で行いました。調査の目的は、掲げられているとおり、報酬の実態を調査することで、不透明と言われる報酬についても一定の基準額を示せればということと、少し提言ができればなということで調査をさせていただきました。

データの抽出方法につきまして少し詳しく触れさせていただきます。当法人は、会員の皆様から報酬の受領額に対して一定の比率を乗じた金額を定率会費として納付していただいております。会員は、報酬の審判が出て、報酬を実際に受領した後に報酬の報告を行っていただいて、定率会費を納付するという順番になっています。その会費の納付

のための当法人の会計の情報には下記の情報が含まれています。報酬付与対象期間の始期と終期のそれぞれの年月日。それから報酬の金額。受領報酬の金額です。実際に審判があった金額ではなくて会員が受領した税込みの金額。それから、当該事件の種類。後見、保佐、補助、及びこれらの監督の種類でございます。今回、任意後見監督につきましては調査の対象から外しております。実際に報酬付与の審判を受けた金額は当法人としては把握しておりませんので、その審判の金額と受領の金額は異なることがある、一部未受領ということがあるということをご補足させていただきます。全部未受領の場合には報酬の報告がなされないの、この報酬の情報には含まれていないということも補足させていただきます。そのほかに、今回、会員の所属する支部を統計として使っております。地域性の把握という点で後ほど述べさせていただきます。

調査対象の期間といたしましては、令和4年4月1日から令和5年3月31日までに報酬の報告があったもの5万3369件のうち、報酬付与についての期間が1年間であるものを抽出して、後見人等（成年後見人、保佐人、補助人）と監督人とに分けてそれぞれ調査を行っております。令和4年9月に行われました最高裁の調査と合致する期間で調査を行うことといたしました。あまり短かったり、あまり長かったりすると、一定期間での報酬の分析がしにくいということも1年間に区切った理由でございます。

ここからは、まず、後見人等の報酬額の分析につきまして御報告させていただきます。

条件に適合する件数です。令和4年4月1日から令和5年3月31日までに報酬報告のあった件数は全体で5万3369件でした。そのうち、報酬付与の対象期間が1年間である後見人等の報酬額を出すときに条件に適合する件数が3万3625件ございました。この全国の単純平均は34万3501円でございます。極端に低いとか極端に高い部分を除いて、少し中央に寄せました上下2.5%ずつの刈り込み平均を取りましたところ、33万3238円の平均額でございました。この平均額というのは、最高裁の調査による後見人に対する全体の平均額と近い数字になりました。一方で、単純平均の34万3501円というものは、最高裁の調査による本人との関係が司法書士となっているものの平均額が35万208円でございました。若干低い金額になっていることについて口頭で御報告させていただきますと、これがまさに審判をする裁判所の側での平均と受領する側、つまり一部未受領がある。その未受領というの、ほとんど未受領から、ほぼ受領できているというところまであるとは思いますが、その未受領があるということが平均を押し下げているということも事情の一要因ではないかと推測されているところでございます。

次に、後見人の報酬額の頻度を集計してみました。頻度が高い数字というのは、付加報酬の申立てがない事件が多いだろうと予想されるので、頻度というものを示してございます。全国での最頻値を出しましたところ、26万4000円という数字が出てまいりました。件数は4971件で、全体に占める割合は14.78%。この金額は月額2万円に消費税を加えた金額の12カ月分ということでございます。上位の1位から5位までを表2にまとめてございます。上位の1位から5位までのうち39万6000円というものを除く4つが、20万円台の半ば、

24万円から26万4000円の間で、ここが報酬の一つのボリュームゾーンになってくることが言えると思います。資料を少し戻りますけれども、26万4000円以下となる件数を集計しましたところ、1万6668件で、全体の49.57%でしたので、約半数が26万4000円以下の報酬ということが判明いたしました。図1におきまして後見人等報酬額の分布を書いています。やはり20万円台半ばのところボリュームゾーンになってくることがこの図からも分かるのではないかと思います。

類型別については、補助が若干高くなっていたのですが、大きな差は見られませんでしたので、資料を御覧いただければと思います。

それから、地域ごとの報酬の平均を高等裁判所の管轄ごとで区切りまして算出してみました。表5に記載してあるとおりなのですが、大都市圏が少し高くて、そうでもない、人口が少ないところは若干低くなる傾向がございます。詳しい数字は表5を御覧いただければと思います。表6のほうに、高裁管轄、それから家庭裁判所の管轄と当法人支部の対応を記載してありますので、御参照いただければと思います。

利用支援事業でございますけれども、多くの自治体で基準的金額とされている施設入所者の報酬助成基準月額が1万8000円というところが多いのではないかと思います。この1万8000円×12で21万6000円という金額になるのですが、21万6000円に満たない報酬を受領している件数が全体で4910件、14.6%でございます。1万円に消費税を加えた金額×12か月で13万2000円となりますが、これ以下の受領報酬額の件数が1971件で、5.85%。これを50支部ごとに集計したものが集計表として出ておりますので、御参照いただければと思います。最高裁の調査で低額とされる基準で15万以下ということが最高裁の資料で示されていたのですが、15万円以下の受領につきまして追加で調査を行いましたので、口頭で補足させていただきます。件数が2332件、割合が6.9%ですので、最高裁判所の調査と当法人の調査は近い数字となりましたことを御報告させていただきます。21万6000円未満の報酬を受け取っている割合は、50%を超えている支部が6支部ございました。その割合の詳細につきまして表7にまとめてございます。そういった支部においては13万2000円以下の割合も多くなる傾向にございました。

報酬助成実施件数と平均報酬の対比を取ってみましたところ、図4のグラフに示されているとおりののですが、報酬助成実施件数が低くなればなるほど平均報酬が低い金額になる頻度が高くなることもあり、報酬助成実施件数が高くなればなるほど平均報酬が低くはなりにくいという傾向が見られました。理由は様々あると思いますが、1つの参考資料として見ていただければと思います。全国の数字はこの資料に記載のとおりでございます。

それから、無報酬につきましては、当法人は報酬を18カ月以上受領していない場合には、その事件につきましては会計情報に登録するというをしております。それに基づきまして、令和4年3月31日現在での受託件数を母数といたしまして、令和5年4月時点での18カ月（1年6カ月）以上報酬受領をしていない件数を割合として出しました。全国で3.7%という割合になっております。最高裁のほうで報酬の申立ての無いパーセンテージが

2%程度と出ていましたけれども、まさにこれも報酬の審判申立てを受ける側で、そもそも報酬付与の審判の申立てがないものみの数と、これに審判は出ているけれども全く受領ができていないものが加わった数との差が数字として出てきているのがこの差の一因ではないかと思っております。長期にわたって報酬の受領ができていない期間があるということも本件の調査で判明しておりますので、御報告させていただきます。

監督人の報酬についての分析につきまして同様の分析をしておりますので、資料を御覧いただければと思います。最頻値は19万8000円で、割合が11.66%でございました。上位5位までのところを集計しておりますので、御覧いただければと思います。それから、6万円ごとに区切った分布も記載しております。ボリュームゾーンといたしましては、18万円から24万円のところが多くなっているところでございます。類型別につきまして、この資料のとおりでございます。資料においては後見人等の報酬同様補助類型が高くなっているというコメントがございましたが、監督人報酬につきましては、後見類型がやや高くなる傾向がございましたので、訂正させていただきます。申し訳ございません。後見人の監督人の報酬につきましても、地域ごとの高裁管轄ごとの平均値を表13にて算出しております。監督人報酬につきましても、報酬の受領ができていない割合が3%程度ありましたということも御報告させていただきたいと思っております。

最後、まとめになりますけれども、後見人、監督人の報酬ともに、類型ごとに受領した報酬に大きな差はございませんでした。後見人の報酬のボリュームゾーンは20万円台半ばでしたので、1つの参考資料となるものが御提示できたのではないかと思います。

それから、地域差です。詳細は表を御覧いただければと思いますけれども、後見人等の報酬も監督人の報酬も地域ごとによりばらつきが見られました。非常に低額な報酬の割合が多い支部もございました。原因は様々考えられますが、そういう事実があるということも御報告させていただきます。

また、無報酬につきましては、先ほど述べたとおりですので、省略させていただきます。

今後の利用の促進に向けてということもございますけれども、今回、当法人初めて5万件を超える会員の受領報酬額について全国規模の調査を行いました。無報酬案件や低額の案件の数ということです。報酬が望めない案件の裏には、報酬がネックとなって利用に結びついていない多くの潜在的な利用者さんの数があるということがうかがい知れるところでございます。報酬の支払いに困難があるということは、まだ利用に結びつかないということのほか、受任者調整がしにくいということ、あるいは専門職団体としても候補者を推薦しにくいといったこともあり、様々なところで困難が生じるところでございます。適切な報酬助成の実施が利用の促進になるということが改めて認識できる。これは日弁連さんや日本社会福祉士会さんでも同じようなことが言われて、これは専門職の共通認識となったと言えると思います。今後そのさらなる拡充が望まれるところでございますが、現場で後見人を実際に行っている専門職団体をぜひ活用いただいて、要綱の作成や実態把握、特に実態把握ができないから予算が立てられないという声も聞くところではございますので、



御活用いただければと思うところでございます。

最後に、当法人としても、この無報酬のことにつきましては取り組んでいるところがございます。公益活動の一環として基金を設けておりまして、これも後見人等の報酬の助成に充てられるものがございます。司法書士が対象というわけではなく、弁護士さんや社会福祉士さん等、第三者後見人が広く対象となっている制度でありますので、御紹介させていただきます。

○新井主査 吉弘さん、御報告どうもありがとうございました。

それでは、次の報告に移ります。日本社会福祉士会の星野委員から御報告をお願いいたします。

○星野委員 日本社会福祉士会の星野と申します。日本社会福祉士会におけます報酬受領に関する報告をさせていただきます。

まず、社会福祉士会におきまして今回行わせていただく報告につきまして説明いたしますが、本会では、それぞれの都道府県の社会福祉士会で取りまとめた毎年1月末までの受任状況を4月末までに日本社会福祉士会のほうに報告を求めています。そして必要な項目について本会で集計をしております。今回の報酬に関わる集計につきましては2022年2月から実施しております。そして、本来であれば、今回の報告は直近の2023年2月末での報告を想定していたのですが、集計作業が間に合わなかったために、1年前の2022年の報告、実態としては2021年2月から2022年1月末までの1年間の報告に基づいてこの資料を作成しておりますことをお断りしておきます。また、報告の基となります活動報告書の書式につきまして、資料の最後のところに3枚つけております。現在、多くの都道府県の社会福祉士会は日本社会福祉士会が開発しましたシステムの導入を今年度から行っておりますが、報告内容について添付の資料は、今回はひな形として提示しているものでありまして、都道府県の社会福祉士会が独自にデータを取っている項目もあります。報酬に関しても独自のデータを取っている県もございましたけれども、全国统一で取り出したのが2022年からということになっております。それから、今回の報告の中には、利用支援事業の活用状況について、経年変化を見るために過去数年前のデータを用いている箇所がありますので、そちらもお断りしておきます。本会で取りまとめました概況につきましては、都道府県の社会福祉士会が報告したものをそのまま集計しています。そのため、都道府県の社会福祉士会の取りまとめ方によっては統一性がないものがあります。今回のテーマの報酬のところでは、報酬を受領したかどうか、受領の有無について未受領というところがあります。本来であれば、受任してまだ1年たっていないので、報酬付与の申立てを行っていない、そのため未受領であるというものは除外される必要があるのですけれども、県によってはそこが正確に反映されていないところがありますので、こちらについてもお断わりをさせていただきたいと思います。スライド1のところに、今、御説明した内容が書かれています。

次に、前提条件となる社会福祉士の受任状況について、簡単ではありますが、資

料に基づいて説明をしていきたいと思ひます。

まず、類型のところでは、これは、最高裁判所が毎年出している概況調査と単純な比較はできないのですが、保佐類型が比較的多いというところを確認しておきたいと思ひます。

次のスライドでは、個人がどのくらいの件数を受けているか。これも社会福祉士の特徴として御報告しておきたいのですが、1件、2件という件数が約半数、49%で、3件以上の複数件を受任している者が51%となっています。社会福祉士の場合は組織に所属をして勤務をしている人が多いです。通常の後見業務を行う中では、通常業務の中でなく休日であるとか勤務時間外を利用して後見活動を行っています。これは今回のテーマではないですけれども、連絡がすぐ取れない、対応が遅いなどのいろいろな御意見、御要望が入ってくる要因の1つと考えられるかと思ひています。3件以上の複数件受任者は、常勤もおりますが、非常勤職を複数担いながらやっているという人が多いと考えます。いわゆる独立して開業しているようなパターンは、この件数でいいますと、10件以上のところがそうかと考えられますので、全体の中の13%程度が後見業務を中心としながら担っていることとなります。勤務をしている人が多いというところでは、所属の組織の理解がどこまで得られているかということも、報酬受領の関係には関わってきます。兼業禁止、報酬を受けることが認められないというところで、申立てはしても報酬を受領していないケースがあります。それから、そもそもの報酬申立てを行っていないというケースも一定程度出てきています。

次のところは本人の状況なので、ここは御覧いただければと思ひますが、こちらの申立人というところで、市町村長申立てが39%です。こちらは約4割ということで、年々増加しております。市町村長申立ての受け手として社会福祉士会がかなり機能しているのではないかと考えます。

次のスライドからは直接報酬に関わってくるころなのですが、資産状況の説明の資料となります。こちらの資産状況は、統計の項目の取り方として、生活保護を受けている世帯なのか、あるいは住民税が非課税なのか、その他か、こういう取り方をしております。住民税非課税はイコール資産がないということにはならないのですが、定期的な収入が少ないという見方はできると思ひます。それから、流動資産額100万円以下が4割強というところが、本人資産から報酬受領が困難なケースに該当するということが言えると思ひます。下の参考資料なのですが、これは、前回最高裁判所から出された資料に基づいて整理をしたところとなります。これは社会福祉士会のほうの流動資産額の割合のデータを抜粋した資料となっておりますので、御参照いただければと思ひます。

続きまして、報酬審判の金額を聞いております。ここは12万から24万、24万から36万、この2つのところで大きな割合を占めていると言えると思ひます。ただ、ここでも注意として挙げていますけれども、このデータは、報酬付与の申立てをして審判が下りた金額のことであって、実際に受領した金額とはなっておりません。それから、最高裁判所の資料の中では、本人流動資産額が50万円以下である、あるいは50万円から100万円であっても、

平均22万円の審判が下りているというデータが示されました。こういった状況の中で、審判が下りたけれども、実際受領できているのかどうかというところについてはさらなる精査が必要です。そして、それも本人資産から受領しているのか、利用支援事業の利用があったのか、そして利用支援事業から全額受領できているかどうか、こういったところの調査が十分できていないということを報告しておきたいと思います。この24万円未満というところだけを取ると3割強あるわけですが、この中にはいろいろなケースが含まれておりまして、例えば1年未満で終了しているというケースも入っております。それから、地域によっては、本人の所有資産から実際に受領できる可能性のある金額を報酬決定として出している家庭裁判所もあります。それから、家庭裁判所が、家裁の基準ではなくて利用支援事業が適用される場合は、利用支援事業の運用規程を見て、その上限額に合わせて審判を出すというケースもあります。そのような場合は家庭裁判所の審判額は全額受領となるのですが、その場合、そもそもの決定額が低いところで全額を受領しているということに統計上はなってしまうのですが、それでは本来求めている実態が読み取れないのではないかと考えます。

次のスライドは、報酬が全額未受領であるケース、それから一部未受領であるケースを割合で示しています。全額受け取れていないケースが4.9%、一部未受領というケースが6.5%、併せて11.4%が受領できていないこととなります。この部分につきましてこの統計資料を見ますと、昨年2月にかなりはね上がっているように見えます。こちらについては未受領の割合が増えたというのではなくて、この間、専門家会議等で無報酬の案件が話題になり、本会としまして、一昨年、活動報告書を求めるに当たって報酬未受領のデータがとても重要なのだということから、都道府県の中でも、報酬が期待できない事案においても報酬付与の申立てを行うことがより進んだのではないかと捉えております。よって、このパーセントが急が増えているというのは、未受領の割合が増えたのではなくて、実態がより明らかになったのではないかと考えております。

右側の利用支援事業との関係で言いますと、申立経費、申立ての費用の助成を受けている、あるいは報酬助成を受けている、その両方を受けている、こういう割合が出ているのですが、確かに右肩上がりになっているように見えます。ですが、こちらについても実態が十分出ていないと思うケースがあります。

まず、申立経費の助成のところですが、実務上、費用が求償される場合がほとんどです。求償の有無についても統計の中で取っています。つまり、申立ての経費を市町村が負担するのですが、後見人が選任された後に本人の費用から求償される場合がほとんどです。結果として本人が負担することになっていますが、この実態がどうなっているかというところも今後必要になるデータではないかと思われまます。

それから、報酬助成のところですが、これが増えてきているということは、確かにこのグラフからも出ておりかと思えます。しかし、地域格差が広がっているというところが1つありますし、また、利用支援事業の助成額が報酬付与決定額の全額ではなくて一部

とする自治体が多いというのが実務上実感としてありますので、利用支援事業の受領ができていくかどうかだけではなく、全額助成対象となっているのか、助成対象は一部なのか、また先ほど申し上げたように家庭裁判所がこの状況を踏まえた審判を出しているのか、これも精査が必要かと思っております。中には、一部を自治体の助成で受けて、一部を本人資産から受け取るというケースもあります。その場合も全額受領という形で私どもの会では整理をしておりますので、このあたりの実態をもう少し出していく必要があるかなと思っております。

この資料なのですが、あくまでも経年変化ではこのような数字が出たという現在把握できている事実でありまして、分析が十分できておりません。数字の変化の要因や背景、今申し上げたような報酬の受領がどうなっているかというところと報酬助成の関係が全く不明確なところが多いので、さらなる精査をしていかなければならないと考えております。

最後に、今後へ向けてということであります。

実態把握をさらに行う必要性を感じておりますし、利用支援事業につきましてはここに書かれているとおりです。

それから、今回スライドには載っていないのですが、2点ほど伝えたいことがございます。付加報酬についてです。今回、社会福祉士会では、これまで付加報酬というところの調査をしておりませんでした。しかし、付加報酬についてはこれから整理が必要だと考えます。社会福祉士が関与する事案の多くで付加報酬を求めていくケースは身上保護に関わるものが多いかと思えます。そういった場合、一時的な法律行為ではなく、継続して関わっていく中で結果が生じるものがあります。数年かかって居所決定をする、サービスの利用契約が可能になる、こういった場合。それから、本人にとってのメリットが、財産が増えるということに直結しないことのほうが多いです。逆に、財産を使うという場合が多いです。何をもち本人にとってメリットがあって、それを付加報酬として求めていくのかという評価が現時点でも難しいと感じています。そもそも本人には報酬を負担することが困難で、資産状況は見ていただいたとおりであります。付加報酬を求めたとしても本人資産から受け取れない、利用支援事業の範囲では収まらない場合は、そもそも付加報酬を求めるといってしていないケースも相当あります。こういったことを明らかにしていくことが一つ課題としてあると思っております。

2点目は、ここにも書いておりますけれども、成年後見制度利用支援事業の差が拡大してきています。今までの国の実態把握と課題の抽出の中では、やっている、要綱がある、実態があるということだけではなくて、どのような内容になっているのかということさらには精査し、そして市町村任せではなく全国で水準を統一させるような仕組みが必要ではないかということをお伝えしたいと思っております。

○新井主査 星野さん、御報告どうもありがとうございました。

次に、議題2「最高裁判所による報告」に移ります。適切な報酬の算定に向けた検討の方向性について、最高裁判所から報告をお願いいたします。

○向井第二課長 最高裁家庭局の向井でございます。

最高裁からは、これまで全国の家裁判所との間で行ってきた適切な報酬の算定に向けた議論の状況と、その議論を踏まえた今後の方向性について説明をさせていただきます。具体的には、全国の家裁における議論・検討の経過、現状の到達点及び検討の過程で出てきた課題、具体的に何をどのように変えていくかという今後の方向性の3点について説明いたします。これまで検討してきたわけですが、真摯に検討を尽くしてきた結果、現状を踏まえて変えるのが望ましいこと、望ましくないことが整理されてきておりまして、変えるのが望ましい部分は変えていくという方向性のお話をする予定でございます。具体的には、裁判所のこれまでの後見人等に対する監督は、横領等の不正行為に偏り過ぎていたのではないかという御指摘も踏まえまして、身上保護事務について報告の対象にするるとともに、報酬算定にも反映させること、財産管理事務に関する報酬算定についても一部見直すことなどがございます。なお、検討状況については最高裁からいろいろと報告してきましたけれども、これまで報告してきた内容の全てが実現するわけではないことについては御留意いただきたいと思います。

では、具体的な御説明に入らせていただきます。まず、これまでの経緯になります。報酬算定の在り方については、第一期成年後見制度利用促進基本計画の対象期間中から、本人の財産の管理のみならず身上の保護が適切に図られるべきことなどを踏まえまして、後見人等の事務の内容や負担等に応じた報酬を算定すべきという方向性で検討が重ねられてきました。後見人等の報酬は、最終的には各家裁の裁判官が個々の事案の実情に応じて判断するものでありまして、検討の結果というのは個々の裁判官の判断を拘束するものではないのですが、後見人等の事務の内容や負担等に応じた報酬を算定すべきという大きな方向性につきましては、裁判所内部でも異論のないところですので、東京家裁、大阪家裁などの大規模庁の検討をベースにしながら、全国の家裁判所で意見交換を重ねてきました。

最高裁は、全国の家裁に対して、専門職団体と議論した内容や利用者団体に対して実施したヒアリングの結果などを情報提供するとともに、協議会等を通じて全国の家裁の検討結果を整理してまいりました。ヒアリングにつきましては、利用者団体と担い手である専門職団体を対象として実施しました。なお、自治体はヒアリングの対象にはしておりません。今回は報酬を支払う側、もらう側を対象にしております。令和3年6月に実施したヒアリングでは、利用者の立場から、本人が継続して支払える報酬額でないと制度利用の継続、促進にはつながらないという御指摘がありまして、担い手の立場からは、現状の報酬助成の状況のままでは、事務の内容や負担の程度のみを評価軸に報酬額が算定されたとしても、報酬を回収できない事態が少なからず生じる可能性があり、いわゆる無報酬事案の存在が制度の担い手の確保の妨げになるという御指摘がありました。

検討の過程では、裁判所の内部におきまして幾つか実際にあった事案に基づいて作成した事例問題を取り上げて、一つ一つの事務に着目して報酬額を積み上げていくという考え

方に従って、全国の家裁で報酬額のシミュレーションをするといった取組も実施いたしました。しかし、一つ一つの事務の位置づけや見方について様々な考え方があり得ることが明らかになりました。また、いわゆる虐待対応のある財産の少ない事案（財産僅少事案）につきましてもは算定結果が現状の報酬額の相場観と大きく離れたために、現状から報酬額が激変することで混乱を招くのではないかと懸念が示されるなどいたしました。検討の過程では、このような報酬の算定の仕方は理想的には正当であると言えるのではないかと指摘がある一方で、多くの裁判官からは、やはり本人の資力を考慮せずに報酬算定することについては、財産僅少事案における本人の重い報酬負担になりますので、このようなことは制度利用の促進の観点からは問題がある、担い手の確保の観点からも懸念を生じさせかねないなど、現実的な問題として様々な指摘が出たところでございます。

無報酬事案の現状については、今日、専門職の団体からも何回か触れていただきましたが、本年2月21日の第3回成年後見制度の運用改善等に関するワーキング・グループにおいて報告した報酬の実情調査の結果が参考になると考えております。こちらの調査では、過去の実績に基づいて可能な限りの数値を提供してございまして、報酬算定の現状認識を共有する上でも有効であると感じております。

以上、これまでの検討の結果を説明させていただきました。ヒアリングの結果や専門家会議の議論等に裁判官の判断が拘束されるわけではないのですけれども、全国の家裁において自律的に運用改善に向けた検討を進める中で、ヒアリングの結果なども参考に真摯に議論や検討を尽くすといったことは非常に有益であったと考えております。

続きまして、このような検討を踏まえた現状の到達点について説明させていただきます。検討に当たっては多角的な視点から様々な意見が示されており、共通項を取り出すのはなかなか難しいのですけれども、基本的な考え方としては一定の整理がされてきたところでございます。

全国の家裁において共通の認識が得られた点としては、例えば1番目の「身上保護・本人の意思尊重という観点を踏まえた、後見人等・後見等監督人に期待される事務や役割及び専門職後見人の専門性が特に評価されるべき場面の整理」。2番目として「虐待対応や親族間紛争があるなど事務の負担の重い事件のイメージの共有」。そして重要な点として、3番目「身上保護事務の評価をする際に必要な視点の共有」。例えば福祉サービスの契約変更などの法律行為そのものに着目して評価するのではなく、チームによる支援を含む、そこに至る一連のプロセスを本人の意思の尊重・福祉という視点から捉えるといった点でございまして。4番目として「報告の分量が過大になりすぎない範囲で身上保護に関する事情を報告することに向けた書式の整理」が挙げられるかと思っております。

反対に、検討の過程で出てきた課題についても報告させていただきます。

まず1番目として「予測可能性の確保の問題」でございまして。第二期計画では、後見人等の報酬については、利用者にとっての予測可能性をできる限り確保し得る形で考え方を早期に整理することが期待されると記載されております。繰り返しになりますが、現行制

度上、後見人等の報酬額は、裁判官が個別の事案ごとにその事案における諸事情を総合的に考慮して判断すべき事項とされています。各裁判官はこのような判断を独立して行うものであることから、最高裁として裁判官の判断を拘束するような画一的な基準を示すことはできません。また、裁判事項であり、あくまでも個別的な判断である以上、将来の算定で必ずこうなるという説明が難しいという問題がありまして、この点が検討に時間を要した大きな要因の一つでありました。さらに、標準的な事案を念頭に置いて報酬額のめやすを示すということも検討したのですが、これまでの検討を通じて、利用者にせよ、担い手にせよ、それぞれの立場で体験した事案の内容はいずれも異なっておりまして、そもそも標準型となる事案のイメージを全体で共有すること自体が難しいという問題があると考えております。裁判所が予測可能性の確保に向けた説明を試みても、必ずどこかで食い違いが生まれ、報酬額が必要以上に高額になるのではないかと、または減額になるのではないかと過剰に受け止められてしまう可能性があります。このようなことにより、利用者が制度の利用を控えたり、担い手が大量に離脱するといった混乱が生じてしまうことは避けなければならないと考えております。このように報酬額について予測可能性を確保した形で示すということは極めて困難でして、これを無理に実現しようとするとかえって支障が大きいという点は、現在、裁判所内部で共通の認識になっております。

そうであるとはいいいましても、第二期計画では、先ほど申し上げたとおり、報酬額の予測可能性をできる限り確保することが期待されておりますので、裁判所としてもできる限りこの期待には応えたいと考えております。具体的な方策としてどのようなことを考えているかという点については後ほど報告させていただきます。

次に、「報告事項の細分化による問題」です。報告書式については、いかに工夫を凝らしても、後見事務の内容や負担に着目するという視点で突き詰めていきますと、いつの間にか報告事項がどんどん細かくなり、多数報告させがちになるという現象があると考えております。担い手が細かい加算を求めて御本人のニーズにどこまで合致するか分からないような細かな事務を多数積み上げて、その報告にも膨大な労力を割く余り、身上保護を含めた後見事務全体の質が下がるというのは本末転倒の事態でありまして、身上保護を重視する運用改善の方向性に逆行するものであると考えております。これらの問題は必ずしも書式の工夫だけで解消し切れるものではなく、報酬算定の考え方をどこまで細かく細分化するかという問題とも関係していると思われまます。

最後に、「財産僅少事案における報酬の確保」の点です。これまでの裁判所の検討と報酬の実情調査の結果等を踏まえましても、無報酬事案の問題はやはり無視できず、この問題を度外視して、財産僅少事案について事務に応じて積み上げ方式で算定して、結果として高額な報酬を決定するという事は、利用者にとって過酷な事態を招くと考えられます。すなわち事務の負担が大きい財産僅少事案において、事務の負担を考慮して報酬額が高額になった場合、本人の財産が乏しいことから、担い手は付与された報酬を回収できないということになりますと、利用者の視点に立っても、制度の利用に対する障害になりますし、

担い手の確保も妨げられるという深刻な問題が生じると考えられます。同様に、法人後見についても、採算の見通しが立たないために法人の運営に支障が生じることを懸念して、法人後見の活用自体が躊躇されるおそれがあり、法人後見育成事業や利用助成事業に対する悪影響も真剣に考えなければならないといった意見が全国の家裁での協議においても出ているところでございます。第二期計画においても、後見人等の適切な報酬の算定に向けた検討と申立費用・報酬の助成制度の推進等については併せて検討される必要があると記載されていますけれども、厚生労働省からは、市町村における報酬助成制度の推進に懸命に取り組んでいっているものの、現状においては財源の確保等の課題もあり、財産僅少事案の報酬が現状よりも引き上げられることに十分に対応できるだけの助成を行うことが困難であると聞いております。

今後の方向性について御説明を申し上げます。

ここまで説明した課題を踏まえますと、裁判所内部では、少なくともこれまで専門家会議で報告してきたような方針をそのままの形で実現するのは現実的には難しい状況にあると言わざるを得ないという議論状況になっております。しかし、これまでの考え方の整理に向けて蓄積してきた検討の成果の中には、現実には活かせる部分もあると考えられますし、オール・オア・ナッシングの思考で運用改善を塩漬けにするべきではないと考えております。それでは、今後具体的にどうするかという点についてですけれども、冒頭に申し上げたとおり、裁判所としてやるべきこと、やるべきでないことをしっかり整理した上で、やるべきことを着実にやっていくという方針が共有されております。

今後の方向性の具体的な内容につきまして、今、4点ほどスライドに示させていただいております。全国の家裁の今後の運用の具体的な中身が現時点で完全に確定しているわけではなく、今後の検討や地域の実情によって差が生ずる可能性もありますけれども、今回スライドに挙げられたようなポイントを中心に、変えるべき部分を変えていくということ自体は全国で共通認識が得られております。まず重要な点として、現在の各家裁で行っている判断の在り方そのものを根本から覆して新しい体系を導入するという方針は採用されておりません。すなわち、財産の規模が事案の難易度に多かれ少なかれ影響する関係にあることから、資産額が基本報酬の一つの考慮要素となるという従前の実務を抜本的に変えることは想定されておらず、ある日を境に、報酬の実情調査で示した金額の傾向が報告した内容と大きく変わるということは想定しておりません。以下、これらであれば現実に変えていくことができるのではないか、変えていくべきではないかと議論されている内容を説明いたします。

まず第1に、報酬算定の在り方のみならず、後見人等の身上保護事務に関する事情を適切に把握するため、報告書式を変更し、身上保護に関する事情も報告の対象とするということを実現したいと考えております。後見事務の報告書式については、ヒアリングに際して、利用者団体、専門職団体の皆様から意見を寄せていただきましたが、これらの意見を踏まえ、例えば、本人の意思確認や本人、支援者等との面談等の状況について報告する部



分を追加するなどの修正を予定しております。後見人等に対しては、このような報告を求められること自体が身上保護をおろそかにしてはならないという動機づけになるのではないかと考えております。

続きまして、第2ですけれども、身上保護事務の評価として個々の法律行為等に着目して評価するのではなく、プロセス全体を見て評価していくという方針を取り入れていくということでございます。例えば、昨年度の地域連携ネットワークのワーキング・グループでも言及があった事例になりますけれども、例えば面談が全くされていなかったり、支援者とも連絡が取れないといったケースがあるという報告がされましたが、このような場合には、仮に福祉サービスの申請などの法律行為自体はされているとしても、そこに至るまでの身上保護に関する事務が不十分であることから、報酬の減額があり得ることになると思います。また、福祉サービスの申請行為等については、個々の申請をたくさんすればするほど報酬額が加算されていくことにはしないということが議論の到達点となっております。他方、例えば本人の意思確認や本人との面談等も含めた身上保護のプロセス全体を見たときに、特に労力を要した場合等の例外的な事情がある場合には報酬額が加算されるという整理になっております。こういった視点は親族間紛争等がある場合でも同様ですが、報告量が多ければ、その分加算されるという性質のものではなく、後見人が行った事務全体を総合的に評価して加算を検討するという議論が内部でされているところでございます。

次に、3番目として、財産管理事務の評価について御説明いたします。繰り返しになりますけれども、実際の報酬算定については、これまで尽くした議論の到達点として、財産の規模が事案の難易度に多かれ少なかれ影響する関係にあることから、現在、一部の庁で示しているめやすにあるような、資産額が基本報酬の一つの考慮要素になるという従前の実務を抜本的に変えることは想定されておりません。ただし、誤解のないように補足いたしますと、これまでの家裁における運用においても、報酬額について資産額から機械的かつ一律に算定しているわけではなく、労力も含めた様々な事情を総合的に考慮して算定しているという実情がありまして、このことは実情調査の結果からも明らかになったのではないかと考えております。とはいえ、従前より資産額が非常に高額である事案については、後見人等の事務負担を考慮しても、やはり報酬額が高額過ぎるという御意見もいただいております。このような事案につきましては、今後は事務の内容と負担等に応じた報酬額として、報酬額が従前より減額になることも考えられます。他方、付加報酬につきましては、個々の事務の内容に応じて報酬を算定することになりますので、評価の個別性が強くなってしまいますけれども、専門性を適切に評価するという観点から、法テラスの代理援助立替基準を参考にするのが相当であるというのが現在の大まかな議論状況になっております。また、法テラスの代理援助立替基準にない事務や後見監督人の付加報酬の在り方についても全国の家裁で検討しております。もっとも、この法テラス基準は民事法律扶助の基準であること、個々の事案の専門職の発揮する専門性に応じて報酬が変動し得ることについては留意すべきだという議論になっておりまして、事務の難易度や発揮された

専門性が高い場合には、法テラスの代理援助立替基準の相場よりも高額な算定がされる場合もあり得るとは思われます。

第4に、予測可能性の確保の問題です。この問題につきましては、先ほど説明したとおり家裁内部で検討を尽くしましたが、現行制度下では将来的な予測にわたる事項を誤解なく説明することは困難という結論になりました。しかし、過去の実績を踏まえた説明は裁判所としても可能であると考えておりまして、できないことを無理にしようとするよりも、できることの範囲で何か工夫ができないかと考えているのが現在の状況でございます。そこで、最高裁としては、今後、定期的に過去の報酬額の実績をお示しすることを検討しております。実際に決定された報酬付与額の平均などの過去の実績を示すことで、できる限り今後の報酬額の予測可能性の確保に努めたいと考えております。

いずれにしても、予測可能性ですとか報酬助成の現在の状況を隘路として、今できることに関する改善が一向に進まないという事態を避けるべく、書式を変更し、これまでの検討を活かしたいと考えております。報酬の全体や一部を上げる、または下げるということではなく、身上保護に関する情報を適切に把握できるようにし、個々の事案の事情や専門性等も踏まえた、より事案にふさわしい報酬額の算定ができるようにするための運用改善を図りたいと考えております。

ここまでの説明は、後見監督人の就いていない事案での後見人の報酬について述べてきたものですが、後見監督人の就いている事案においても、現在の各家裁で行っている判断の在り方そのものを抜本的に変えることは想定しておりません。後見監督人が就いている事案では、本人の報酬負担を考慮した上で、後見人及び後見監督人のそれぞれの事務の内容及び負担の程度等を考慮して報酬を算定することになると考えております。また、保佐人や補助人についても基本的にはここまで申し上げたことが当てはまるとは考えておりません。また、後見人や後見監督人だけでなく、保佐人、補助人、保佐監督人、補助監督人、任意後見監督人についても今後書式を変更していく予定でございます。

最後になりますが、今後のスケジュールでございます。

これまで説明してまいりました今後の進め方や方向性自体は裁判所内部ではおおむね異論がないところでありまして、本検討を始めた当初からの理念である「事務の内容及び負担の程度等に応じた報酬算定」を現実的に実現するための有効な方策であると考えております。これは、これまで掲げてきたコンセプトの延長線上にあるものだと考えております。現在は、付加報酬の点なども含めて、具体的な運用開始に向けて、全国の家裁が可能な限り準備の足並みをそろえられるように意見交換等をしているところです。今後のスケジュールとしては、今回説明した方向性に沿って、本年度中に全国の家裁で検討するために必要な報告書式等のツールを整備する予定です。その上で、書式の変更に伴う各家裁での準備ですとか、対外的な周知などにかかる時間を踏まえすと、実際に報告書式が変更される時期については、令和6年度中に準備を終えて、令和7年4月の運用開始を目指して各家裁が作業をするというのが現実的ではないかと考えております。

最後になりますが、裁判所としましては、現在の状況におきましても実現可能なことに向けて現に動き出そうとしております。今回の報告を聞いていろいろな御意見はあろうかと思えますけれども、全国の家裁が真摯に検討に取り組んできたプロセスと、報酬付与が裁判事項であることを前提にしつつ、裁判所の自律的な検討として可能な限りの前進をしようとしていることはどうか御理解いただきたいと思いますと考えております。

○新井主査 最高裁から御説明をいただきました。どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの御報告に質問がある場合は、Zoomの「手を挙げる」機能で挙手をお願いいたします。水島委員、お願いいたします。

○水島委員 御質問を2点させていただきたいと思えます。いわゆる意思決定支援を踏まえた後見事務ガイドラインとの関係についての質問でございます。

まず、最高裁判所、厚生労働省、日本弁護士連合会、成年後見センター・リーガルサポート及び日本社会福祉士会によって構成される意思決定支援ワーキング・グループで検討を重ね、かつ、利用者の立場にある団体からのヒアリング等を踏まえつつ、この意思決定支援を踏まえた後見事務ガイドラインができているわけですが、特に今回御説明いただいた後見報酬に関するスライド5の①、③の部分について、こちらのガイドラインの趣旨がどのように踏まえられるのか関心を持っています。例えば①の「身上保護・本人の意思尊重という観点を踏まえた」といった記述、③の「チームによる支援を含む一連のプロセスを本人の意思尊重・福祉という視点から捉えて評価する」といった記述がありますが、先ほどのガイドライン自体は、後見人等がどのように関わることが本人の意思を尊重し、あるいは心身の状態及び生活の状況に配慮したことになるのかについての具体的なイメージを示したものですので、今後、報酬算定においても同ガイドラインが全国の家裁裁判所において執務の参考資料として周知され、あるいは研修等による浸透が行われるものと理解していいのかどうか、ということが1点目の質問です。

2点目が、報告書式の整理に関することです。④にも書かれておりますが、例えば意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドラインに付属するアセスメントシートを添付することで、報告の補完資料となることなども検討されていらっしゃるのか。この2点についてお聞きしたいと存じます。お願いいたします。

○向井第二課長 1つ目の意思決定支援ガイドラインにつきましては、完成時に各家裁には周知されておまして、このような整理がされていることについては認識している状況でございます。これを踏まえて報酬にどう反映させるかにつきましては、まず、報告の中で意思決定支援としてどのようなことが行われてきたのかということが報告されることになると思えますので、その報告内容も踏まえて、最終的な結果のみならず、そこに至るプロセスを踏まえて報酬として評価していくという形になるかと思えます。具体的に幾らということについては、個別の裁判官の判断でありますので、申し上げることは難しいのですけれども、そういった形で評価の対象にはなるのではないかと考えております。

また、報告書式については現在検討中のところなのですが、報告書式に記載され

ている内容にとどまらず、どのような資料を添付して事情を説明いただくかについては各後見人の方で検討いただいて、必要な資料を提出いただくことになるのではないかと考えておまして、現在の報告書式自体はこのような書面は必ず添付してくださいというような形で考えているものではなく、必要に応じて御提出いただくことになるのではないかと考えております。

○新井主査 では、星野委員、お願いします。

○星野委員 私からも2点質問をさせていただければと思います。

まず、スライド6のところの③の「財産僅少事案における報酬の確保」の点です。現実的に非常に難しいということはよく分かるのですが、結局、これだけを拝見すると、資産が少ない方は利用支援事業のほうも財源確保が難しいということで、結果的には報酬決定額は低くならざるを得ないという御説明という理解でいいのかというのがまず1点目の質問です。

2点目ですが、スライド7の②の「身上保護事務の評価」のところですか。こういった身上保護、意思決定支援を取り入れて評価をすることは非常にいいと思う反面、この身上保護事務の評価は非常に難しいと思います。そういった中で、例えば1つの方法として、どのようにその状況を把握するかというところで、中核機関などが行う後見人の支援として後見の事務の在り方を見ていく中で、これは非常に付加的な位置づけが大きいのではないかと。そういう情報などを受け取っていくような考え方はあるのかどうか。身上保護事務の評価のところは、家庭裁判所の中だけでこの実態をつかんで評価するのが非常に難しいのではないかと。ということで、地域の中の中核機関であるとか、それこそ後見人を含めた支援チームの意見というものを情報として受け取るお考えがあるかどうかという御質問です。

○向井第二課長 1点目につきましては、財産が少ない御本人で報酬助成がされないという事案では、やはり財産額を超えるような報酬決定はできないのではないかと、すべきではないのではないかとという裁判官がかなりの数おります。そのような事案では、報酬額は事務負担に見合ったものとはせずに低額のものとしざるを得ないのではないかとという意見が多数ありまして、本日の報告はそれを前提にした報告ですので、報酬額が少なくならざるを得ないということでございます。

2番目の点につきましては、報酬算定についてほかの機関に照会をかけて、それも踏まえて算定するといったことまでは考えておりません。ですので、基本的には後見人から報告いただいた内容を基に、そこから分かる限度で報酬を算定していくことになるのではないかと考えております。

○新井主査 私から1つ質問させてください。一番最後のところに「令和7年4月運用開始予定」となっています。こういうふうに時期を明示していただいたのは大変喜ばしいことだと思うのですが、他方において、成年後見法の改正も予定されておまして、たしかそれは令和9年ぐらいをめどに作業が進んでいると思います。改正作業と最高裁のいろいろなお仕事との関係で、両者の整合性というか、そのあたりのところは何か具体的なお考

えは持っておられるのでしょうか。

○向井第二課長 法改正が後に控えているということについては最高裁としても認識はしているのですけれども、特に今回問題となっている、報酬がどのような形で改正に影響するのかということについては、改正の全体像が必ずしもまだ明らかではない関係で、特定の方向性を前提に新たな報酬体系を検討することは裁判所内部でもできない状況ですので、ひとまずは、これまでの検討を踏まえた報酬の運用改善ということで今回の御報告をさせていただきます。今後法改正になれば、今回検討してきたものが変容を受けることについては当然認識しているのですけれども、その方向性自体が具体的には見えない状況ですので、具体的に見えてきた段階で改めて検討させていただくことになろうかと思えます。

○新井主査 次に移ります。「厚生労働省による報告」です。厚生労働省から報告をよろしく願いいたします。

○尾崎認知症総合戦略企画官 厚生労働省老健局の尾崎と申します。私からは、資料6を用いまして、市町村長申立ての適切な実施と成年後見制度利用支援事業の推進に関わります事務連絡を別途参考資料3の形でそのもの全てをつけておりますけれども、それに至る経緯と事務連絡の概要について御説明させていただきます。

1 ページ目でございます。第二期成年後見制度利用促進基本計画ということで閣議決定されているものの中におきまして、②の1 ポツ目の冒頭にありますように、一部の市町村で適切に実施されていない。それから、実施状況に市町村間で格差があるという指摘があったということ。それから、1 ページの一番下でございますが、国は市町村長申立ての実態等を把握した上で、その結果を踏まえ、市町村長申立てが適切に実施されるよう実務の改善を図っていくとされたところでございます。

2 ページ目でございますが、低所得の高齢者、それから障害者に対して、申立費用や後見人等に対する報酬助成を行う成年後見制度利用支援事業についても、こちらの中で、市町村により実施状況が異なり、後見人等が報酬を受け取ることができない事案が相当数あるという指摘がされました。

こちらを踏まえまして、3 ページ目、令和4年度、老健局のほうで老人保健健康増進等事業という全体の枠組みの中でいろいろな調査研究事業を行えるのですが、こちらに書いております市町村長申立ての適切な実施及び利用支援事業の推進に関する調査研究事業を実施いたしました。これについて本ワーキングにおいてその調査研究事業の中間報告を行った上で御議論いただきまして、今般、先ほど御紹介申し上げました事務連絡の中で、市町村長申立ての適切な実施、利用支援事業の推進に向けた留意事項を整理いたしました。それによって、全国どの地域においても、成年後見制度を必要とする人が制度を利用できるよう、留意事項を踏まえて適切な市町村長申立ての実施や利用支援事業を推進していただくよう、都道府県、市町村をお願いをしている状況でございます。

4 ページ以降に先ほどの事務連絡の概要を簡単に整理しております。

1 点目でございますが、市町村長申立て、利用支援事業に関する要綱等の整備について

でございます。この要綱の整備については、多くの市町村で既に整備がされている状況であります。また、申立費用の助成、報酬助成に関する実施要綱の整備についても、高齢者、障害者ともに進んでいる状況ではございます。一方で、未整備の市町村も確認されましたので、整備いただいていない市町村においては、要綱等の整備に向けた検討をお願いしております。また、先ほど御紹介いたしました調査研究事業の報告書では、自治体が作成しているマニュアルというのも具体的に掲載しておりますので、これらを参考として、整備していない自治体においてマニュアルを作成いただくといった形で、適切な実施に向けた検討を併せてお願いしております。

2点目でございますが、申立てに係る申立基準の原則を踏まえた適切な運用についてということでございます。こちらについては、令和3年11月に既に発出した通知によりまして円滑に調整できた事例が確認されたということですが、一方で、この原則が市町村で作成いただいている要綱に反映されていないということなどから、調整が困難であった事例も確認されております。各市町村においては、この令和3年の通知の原則を踏まえた適切な運用をお願いしたく、要綱等の点検を実施いただいて、反映されていない場合には見直しを検討いただきたいということをお願いしております。

次のページでございます。3点目は、成年後見制度利用支援事業の適切な実施のための必要な見直しについてであります。各市町村間で市町村長申立ての対象範囲に乖離があり、実際にそのことで調整が難航する事例も発生しているということで、成年後見制度利用支援事業を実施していない市町村におかれては、この利用支援事業を実施すること。それから、市町村長申立ての場合に限らず、本人、親族の方の申立てなどについても対象とすること。広く低所得者を対象とするような要件の設定とすること。それから、後見人以外の後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人、補助監督人についても助成対象とすること。こういったことについて検討いただきたいということをお願いしております。

4点目は、成年後見制度利用支援事業の周知・広報についてであります。先ほどの調査研究事業で実施したヒアリングにおいて、成年後見制度利用支援事業等をホームページに掲載したことによりまして、関係者間で市町村が実施している施策の共有が進んだといった効果について確認された事例がありました。各市町村においては、成年後見制度利用支援事業の内容についてホームページに掲載していただくなど広く周知・広報を行うこと、それから、関係者間で共有する仕組みの構築について検討いただきたいというお願いをしております。

次のページでございます。5点目は、都道府県による広域的な見地からの市町村に対する支援についてであります。成年後見制度の利用の促進に関する法律の15条において、都道府県は、各市町村の区域を超えた広域的な見地から、成年後見人等となる人材の育成、必要な助言その他の援助を行うよう努めるものとする旨が規定されております。先ほどの令和4年の調査研究事業において実施されたヒアリングにおいては、都道府県が管内市町村の成年後見制度利用支援事業の実施要綱等を集約・一覧化して助言等を行うことによっ

て、助成対象となる申立類型の統一が図られたという事例があったということでもあります。それらの事例、それから、この後紹介します好事例等を参考として、広域的な見地から、市町村支援を各都道府県にお願いしているということでございます。

最後6点目でございますが、調査研究事業においては、市町村長申立て及びその利用支援事業の全国の実施状況、それから好事例等を把握して、これらを参考資料集として取りまとめいたしました。地域の実情に応じた取組や体制整備等を検討する際の参考として、本参考事例集を活用するよう市町村にお願いしている状況でございます。

なお、資料にはございませんが、成年後見制度利用支援事業の未実施の市町村、それから、申立ての対象を限定している市町村の主な理由については、関係機関との意見交換などによって厚生労働省としても把握をするよう努めておりまして、そういったところの意見交換の中では、役所の人員不足や業務の過多、財源等の課題のほかに、必要性を把握できていない、職員の要綱作成への知見が乏しいといったことが挙げられております。こういった理由のうち、要綱作成の知見がないといったことについては、先ほど申し上げましたが、ほかの自治体の要綱が参考となりますことから、調査研究事業において要綱を整備している一部市町村に対してヒアリングを実施して、その報告書に要綱を掲載した上で、先ほど御説明した事務連絡においても、未実施、それから、対象を限定している市町村に参考とするよう記載して促しているところでございます。我々としましても、引き続き、未実施、それから、対象を限定している市町村に対しての働きかけに取り組んでまいりたいと考えております。

○新井主査 ただいまの厚生労働省からの御報告に質問がある場合は、Zoomの「手を挙げる」機能で挙手をお願いいたします。それでは、菊池委員、お願いします。

○菊池委員 今日はオブザーバー出席で御発言させていただいて大変恐縮でございます。春から委員を拝命しておりまして、今日は皆様から大変勉強させていただいております。

今日の議論の中で一番気になっているのが、社会福祉士会さんからの、今まさに御説明がありました地域差、市町村格差の問題です。私自身は、この成年後見制度を利用できるというのは、たとえ判断能力が不十分であっても、その人なりのまとまりのある人生を行っていく上で非常に重要であって、特に身上監護に関わって、それを資力がないために利用できないというのは、やや大風呂敷ではありますけれども、憲法25条にいう、健康で文化的な最低限度の生活保障の規範内容にも関わってくる問題ではないかと考えています。その背後には13条があると思っておりますが、そうした観点から考えると、裁判所さんの資料にあった財源確保等の課題もあり、助成が困難だと単純に言い切ってしまうのは非常に軽いなと思っております。

1つは、今申し上げたように、規範的な捉え方については、憲法学でも私と同じような議論をされている方がいらっしゃいますけれども、そのところをどう考えておられるのかというのが1つ。

一方では、今、地域共生社会とか相談支援との連携というのが強調されていますが、相

談支援のほうは、金銭給付とか医療・介護といったサービス給付と異なって、権利構成が難しいと私は思っています。ただ、それに対して、先ほど申し上げたように、この成年後見制度を利用できるということは一定の規範的な議論が可能だと思うのです。権利構成が難しい相談支援であっても、事業という構成で、例えば生活困窮者自立支援法の自立相談支援事業などは市町村必須事業でして、かつ、4分の3は国庫負担としているわけです。そういった重みづけがなされているのに対して、ある程度規範的な構成が可能な成年後見制度利用に関する利用促進に関して、相談支援とのバランスからいっても軽過ぎないかという印象を持っています。これは本当に基本的な問題なのですけれども、これらの点をどう理解されておられるのか。

普段の会議では、多分私は発言できない立場なので、今日お伺いできればと思った次第です。よろしくお願いします。

○尾崎認知症総合戦略企画官 憲法学に照らしてというところは、私自身、まだ深掘りして考えられていないので、菊池先生に対して形式的な回答になってしまい恐縮ですが、現行法においては、地域支援事業の任意事業に位置づけてきたという中で、現在の段階では、地域支援事業というのは、地域の実態とか地域の多様なニーズとか多様な主体とか、そういったものに即してこれまでやってきた中で、まだやっていないところがあるという問題を現行法の中で地道に解決していけるよう、未実施のところ、対象を限定しているところ、そういったところに個別に働きかけて、まだできない理由があるのであればということで課題を把握して取り組んでいきたいというところがございます。先ほどの相談支援とのバランスといった点も、御指摘として承りたいと思っております。

○新井主査 今の菊池委員の問題提起は非常に大きな問題提起だと思います。従来の利用促進委員会でも、そのような個々の人間が成年後見制度を利用する権利性みたいなものについてはほとんど議論してこなかったというのが事実だと思います。そのような法規範的な説明ができるような取組もあっていいのではないかと考えております。

それから、要綱の整備ができていないということについて、これは簡単にできることではないかと思うのです。要綱というのはそれほど大きな違いがあるわけではないので、基本的には統一のルールがあって、地域の実情によって少し変えればいいことのように思うのですが、そのあたりは厚労省としてはどのようにお考えですか。

○尾崎認知症総合戦略企画官 要綱を作るという意味では、その前提として必要性が理解できていないとか、要綱を示されても、書いたものをそのまま書いてしまって自分の自治体に適用できるのかといった、作ること自体は、こちらが参考事例を示しているのでも、真似すればできる話だとは思いますが、地域の資源の違いとかもあって、多分、自治体は、作ったものが動いていかなければ困るといったところまで見て踏み出せていないのかなと思っています。どうやったらうまくできるのかというのをこちらとしても知恵を絞らないとだめかもしれないと思っています。

○新井主査 豊田市の太田委員代理が手を挙げておられますので、よろしくお願いします。



○勝野代理 まず、市町村が適切に利用支援事業を実施できるように、きめ細かな調査、それから好事例やマニュアル例の提示をしていただき、ありがとうございます。3点質問をさせていただきたいと思います。

まず1点目は、成年後見制度と利用支援事業の未実施または対象を限定している市町村の状況についてです。資料3ページにあります調査研究事業について、同調査の報告書を拝見させていただきました。アンケート調査の回答率は、高齢福祉で64.8%、障害福祉で50%となっております。同アンケート調査の未回答の市町村のうち、成年後見制度利用支援事業の未実施または対象を限定している市町村の割合がどの程度だったのかについてお聞きしたいです。

次に、2点目でございます。成年後見制度利用支援事業の地域支援事業における位置づけの考え方についてです。先ほどの質問と少し重なるところがあるかもしれませんが、第二期基本計画では、全国どの地域においても成年後見制度を必要とする人が制度を利用できるようにするため、市町村長申立てや成年後見制度利用支援事業が適切に実施される必要があると記載されています。これに関して、地域支援事業内で成年後見制度利用支援事業は任意事業との位置づけである認識ですが、二期計画の方向性等を鑑みて疑問を感じているということです。質問というより意見のような形になってしまうかもしれません。

最後3点目です。地域生活支援事業全体の補助実績に占める成年後見制度利用支援事業の実績についてお伺いしたいです。地域生活支援事業の実質の補助率が2分の1を下回っている点については、前任の伊東委員からも指摘をしているところですが、地域生活支援事業全体の補助実績のうち成年後見制度利用支援事業の補助額がどの程度を占めているかについてお示しできる数字や割合があれば、御教示いただきたいと思います。

○尾崎認知症総合戦略企画官 まず1点目でございます。調査研究事業の未回答の市町村の中で、未実施、対象限定はどうなっているのかというお話ではありますが、そのものずばりを確認はしておりません。というのも、こちらは毎年10月1日に全都道府県・全市町村から100%御回答いただいている調査を実施しておりまして、その直近の調査で、全1741市町村のうち未実施の市町村が42市町村、対象を限定している市町村が21市町村ということが把握できております。こういった未回答の中でどうかという話ではなくて、全数を全部聞いている中で、42、21ということで、2つを併せて63市町村がそういった状況であるのを把握できておりますので、そういった市町村に対して要綱の見直し等を引き続き促していきたいと考えております。

2点目の第二期計画の方向性との関係でありますけれども、成年後見制度利用支援事業は、現行法上は地域支援事業の一つとして任意事業に位置づけられている。その中で全国どの地域においても利用できるようにするために適切に実施ということで、それに向けて我々も取り組んでいるということです。二期の基本計画自体と方向性が矛盾するとは考えていなくて、今の地域支援事業の任意事業の中で、より広げていくためにこういった取組ができるかということで今回の事務連絡の発出等に至ったところなので、そういった形で

引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

○羽野地域生活・発達障害者支援室長 続きまして、3点目について、厚生労働省障害保健福祉部地域生活・発達障害者支援室長の羽野から御説明させていただきたいと思います。

地域生活支援事業の中で、成年後見の利用支援事業の補助額がどの程度なのか、全体の中でどの程度の割合を占めているのかというような御質問をいただきました。

御案内のとおり、この成年後見制度利用支援事業は、障害の世界では、地域生活支援事業補助金の中で、いわゆる統合補助金のような形でまとめてメニュー事業としてやっているという状況ございまして、この地域生活支援事業の中でこの成年後見利用支援事業としては必須事業として自治体にやっただけという状況でございます。そういった中で、自治体の助成の実績という観点で申し上げますと、直近が令和3年度になりますけれども、約11億円となっております。これは、実施していただいている全自治体、市町村の各障害者の方々への補助事業の全体額の合計がその額になるというところでございます。

そういった中で、今度は国の補助がどの程度あるのかということになってまいりますが、この部分については、大変恐縮ですが、統合補助金という性格でございますので、この成年後見制度利用支援事業についての幾ら分程度の補助ということはなかなか出せないというところが限界でございます。そういった中で、この地域生活支援事業補助金全体としての補助の割合というところはお示しできるわけですが、その補助の割合というのは制度上は2分の1以内となっておりますが、現状は33%程度となっております。厚労省としては非常に厳しい財政状況ございまして、できる限りの予算の確保に努めていきたいと考えております。

○新井主査 それでは、青木委員、お願いいたします。

○青木委員 この事務連絡を5月に出していただいたことについては、現在の任意事業の枠の中でできる限りのことを投げかけていただいたという意味では感謝しております。

その上での御質問ですけれども、今回の事務連絡等で指摘された様々な視点について、具体的に各市町村でどういう取組が進んだかということの今後の改善に向けての実態把握と、さらに再検討ということについてはどのようなスケジュール感で考えていただいているか。この専門家会議でも令和6年度には中間検証をしますので、その関係でも、厚労省さんとしてどのような取組を予定しているかを教えていただきたいと思います。

2点目は、先ほどの指摘と関係しますけれども、基本計画においては、今お話のあった地域支援事業や地域生活支援事業そのものについても必要な見直しの検討を行うということがうたわれておりまして、本日の主査による検討項目の中でも3つ目としてそれが上がっています。今日の御報告の中では、それについての具体的な取組については御報告がなかったわけですが、今後、適切な改善のために、今回の事務連絡とは別に、現在の地域生活支援事業等が適切であるか、必須事業に変えていくべきか、あるいはさらなる財源とした手当をすべきかといった検討がこの3つ目の別の課題で基本計画でも期待されているわけですが、これについての厚労省の今後の予定。これも令和6年度の間

検証の見直しにおいては具体的な対応を検討することになりますので、それについての今後の方策を教えてくださいたいと思っております。このことは、先ほど御指摘になったこととも重要な関連を示すと私は認識しておりますので、よろしくお願いたします。

○尾崎認知症総合戦略企画官 まず1点目の実態把握という点については、タイミングとしては、毎年の調査で、例えば先ほどの未実施のところはどれぐらいあるかとか、対象を限定しているところはどれぐらいあるかというのを把握し得るフェーズがありますので、そういったものを活用しながら把握できればと考えております。

それから、必要な見直しについて、まさに全体の議論にも関わるかなと考えておられて、今の段階でいつまでにどうということをお示しできる状況ではないのですが、今回の御議論も踏まえながら、各担当で検討していければと考えております。

○新井主査 先に進みます。「法務省による報告」に移ります。法務省から報告をお願いいたします。

○本田総合法律支援推進室長 法務省大臣官房司法法制部総合法律支援推進室長の本田でございます。

私からは、適切に民事法律扶助制度が活用される方策の検討につきまして、これまでの検討状況、今後の方向性について御説明申し上げたいと思います。現在、関係機関等との打合せ・検討を行っているところでございますので、資料の内容といたしましては、前回の内容からさほど進んでいないとお感じになるかもしれませんが、その点は御容赦いただきたいと思っております。

まず冒頭に、第二期成年後見制度利用促進基本計画について記載させていただきました。繰り返し読み上げることはいたしません、適切に民事法律扶助制度が活用される方策を検討するということが記載されてございます。

民事法律扶助制度の中でも、今回検討しているのが代理援助というものでございまして、弁護士等に裁判等手続を依頼したい方が、その資力が乏しいために弁護士等に依頼できない場合に法テラスが弁護士費用等を立て替えるというものでございます。御本人は、弁護士費用等の返還義務を負うことになってございます。この民事法律扶助制度は、後見人報酬を助成する制度ではございませんので、その援助の対象範囲が裁判等手続に関する弁護士費用等という形で限られてございます。こういった点は、本日の日弁連の御報告の中でも、付加報酬をそもそも請求しなかったという類型の中で、法テラスの代理援助の対象となっていないものも相当数含まれていたことからもお分かりいただけるところではないかと思っております。我々といたしましては、成年後見事件におきまして、被後見人の資力が乏しいために後見人報酬が得られない場合があることについては重要な課題と認識しておりますので、民事法律扶助制度の趣旨を踏まえつつ、基本計画にもありますように、適切に活用される方策につきまして検討をさせていただいているところでございます。

「検討対象」のところでございますが、現在検討しておりますのは、これまでも御説明しておりますとおり、法律専門職である後見人が弁護士などに依頼する場合に、代理援助

の利用を認めるべきかというところでございます。

「検討状況等」のところでございます。検討を進める上での課題は、これまでも御説明しておりますとおり2点ございます。まず課題①は、他の弁護士等に依頼をして代理援助を利用することの要否・当否でございます。つまり、法律専門職が後見人である場合、一般的には、他の弁護士等に依頼をしなくても後見人自ら民事裁判等手続への対応が可能であり、家庭裁判所もそれを期待して選任していると考えられること、また、かつて行われたこともあるような不適切な事案で代理援助が利用されると、被後見人の権利擁護に資さないのみならず、被後見人に不当な経済的な負担を負わせることから、そういった事案での利用を排除する必要があることから、代理援助の利用の要否・当否を検討する必要があるということでございます。

なお、前回は御説明しておりますが、不適切事案というのは、同一の法律事務所内などにおける潜脱的な受任、すなわち後見人である弁護士などが、自分又は自分と一定の利害関係にある者が報酬を得る手段として代理援助を利用するというケースですとか、不誠実な後見人による不受任、すなわち後見人が自ら対応できるにもかかわらず、多くの後見人報酬、付加報酬を期待できないと考えて、代理援助を利用して、他の弁護士等に依頼するようなケースなどがございます。

こうした点を踏まえまして、法テラスにおける現在の運用では、医療過誤事件等の特に専門性が高い分野に属する事件に限定して代理援助の利用を認めることとしておりますが、こうした事件以外にも、複雑で専門的であり、他の弁護士等に依頼したほうが被後見人の権利擁護にも資すると言えるような代理援助の利用を認めるべきケースがあるかもしれません。そのため、資力基準等の代理援助の要件を満たすことが大前提となっておりますが、そのほかどういった事情があれば他の弁護士等に依頼をして代理援助を利用する必要があると認められるのか。民事法律扶助の趣旨を没却しない範囲で、その利用が許容される場合とはどのような場合かということを検討するとともに、その運用の在り方、つまり代理援助の利用を認めるべき事案を的確に選定して、かつ、不適切事案に代理援助の利用を認めることのないようにするためにどういった制度を運用すべきかということについて十分に検討する必要があるとございます。これらにつきまして、前回のワーキング・グループ以降、法テラス、日本弁護士連合会及び最高裁判所の方々と打合せなどを行っているところでございます。

次に、課題②でございますが、こちらは経済的負担の均衡についてでございます。被後見人は、後見人自らが対応した場合には後見人報酬を支払う必要があるのに対して、代理援助を利用したという場合には、代理援助報酬を返還する義務を負うことになってございます。ですので、代理援助の利用を認めることによって、被後見人にとってかえって負担となることのないようにする必要があると考えてございます。この点は、課題①のどのような場合に代理援助を認めるかということとも関わってまいりますが、法務省といたしましては、後見人報酬の在り方に関する検討結果等を踏まえつつ、被後見人に不当な負担が

生じないように努めてまいりたいと考えてございます。なお、本日、最高裁判所の御報告の中で、財産管理の付加報酬については法テラスの代理援助立替基準を参考にするとございましたので、法務省におきましてはこの点も踏まえつつ検討を進めてまいりたいと考えてございます。

これまで申し上げましたとおり、被後見人の権利擁護の観点から代理援助の利用を認めるべき場合の有無、内容につきまして関係機関の方々と打合せ・検討を進めておりまして、今後もこれを継続してまいりたいと思っております。現時点でいつという形で時期をお示しできないのは大変申し訳ございません。ただ、民事法律扶助制度は、先にも申し上げましたとおり、後見人報酬のための制度ではございませんし、かつて不適切事案の利用があったということもございますので、慎重な検討をさせていただいている点は御理解いただきたいと思っております。今後も、青木委員をはじめ日弁連の皆様の御協力も得ながら検討を進めてまいりたいと思っておりますので、ぜひとも他の委員の皆様にもお力添えをいただければ幸いです。

○新井主査 ただいまの法務省の報告に質問がある場合は、Zoomの「手を挙げる」機能で挙手をお願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、議題5「意見交換」に入ります。このワーキング・グループは、第二期計画中間検証の準備に関するワーキング・グループの1つとして、適切な報酬算定に向けた検討及び報酬助成の推進等について定期的に検討状況を検証してきました。このワーキング・グループは本日が最後となります。この際、適切な報酬算定に向けた検討及び報酬助成の推進等に関して、来年度の中間検証における個別課題の整理や検討に向けての意見、もちろんそれ以外でも結構ですので、意見をいただきたいと思っております。

Zoomの「手を挙げる」機能で挙手をお願いいたします。西川委員、お願いします。

○西川委員 司法書士の西川です。まず、今日の最高裁からの報告をお聞きしまして、これまで最高裁が利用者団体、そして専門職団体と対話を重ねてきたことの成果が少しずつ現れてきているなとちょっとうれしく思っています。

今までどうしても裁判官は後見事務を法律行為単位ごとに評価する、法律行為をしたことを評価するということがあって、それ自体は大きな間違いではないとは思っていますが、今日御報告があったとおり、後見人は1人で本人を支援しているのではなくチームで支援しています。チームとしての本人支援がどう機能したのか、チーム支援の中での後見人の働きを評価してもらうという観点が裁判所とも少し共有できてきているのかなと思っております。その上で、これは先ほどの星野委員からの発言とも関わるかもしれないのですけれども、逆に後見人としては、周りの支援者によって後見事務の大変さが変わってくる、困難さが変わってくるというところがあります。これをどう評価するのか。事案そのものの困難さというよりも、周りの支援者との関係で困難さが増したりすることがある。これをどう評価していただくのかというところは今後の課題なのかなと思っております。

次に利用支援事業の要綱についてです。裁判所の審判については予測可能性を示すこと

はなかなか難しいという話が出ましたけれども、せめて利用支援事業の要綱を見て、どのくらい助成が得られるのかを分かりやすく示してほしいと思うのです。現実には、要綱の読み方が非常に難しく、専門職後見人の立場で言いますと、裁判所に報酬付与の申立てをするときに、幾ら助成される見込みですということを伝えたいのですが、要綱を一読しただけでは幾ら助成されるのかよく分からないというケースが少なからずあります。いろいろと難しい基準が必要だということも理解はできますが、できればもう少し分かりやすい基準を示していただきたい。特に一部助成になるケースは、幾らまでは助成されて幾らからは助成されないのかということが非常に分かりにくいところが課題だと思っております。

それから、もちろん必ず全額助成していただく必要があるケースばかりとは言えないのですが、少しおかしいのではないかと思うケースがあります。極端なケースかもしれませんけれども、例えば月額2万8000円、年間で33万6000円の報酬を助成しますよという要綱になっていながら、本人の財産が30万円あるときには助成できませんよということがあります。本人の財産が30万円あるケースで、裁判所が33万円の報酬を付与するという審判をしたらどうするのか。矛盾しているとまでは言えないとしても、少しおかしいのではないかと思われる要綱もあります。いろいろな必要性でそうなっているのかもしれませんが、担当者に質問をしても、要綱上、そう定められていますからということで、余り詳しい説明をいただけないことがあります。細かいことかもしれませんが、現場では不都合を感じているところがありますので、そういった不都合の改善に向けた検討もぜひお願いしたいと思います。

○新井主査 次に、住田委員、よろしく申し上げます。

○住田委員 私からは2点意見を述べさせていただきます。

まず1点目は、家庭裁判所への報告書式の変更についてです。身上保護事務の評価内容では、減算の考え方で、本人との面談を行っていない、支援者と連絡が取れないなどが示されていますが、このような相談や苦情は中核機関で対応して改善・解決することがあり、これらの事情をどこまでどのように家庭裁判所が把握するかについて、相談・苦情に関する関係機関間連携フローに関連して、今後検討することも可能ではないかと考えます。

また、身上保護や意思決定支援に関する事情も適切に把握していただけるよう、書式の変更とともに、家庭裁判所におかれましても今後も引き続き意思決定支援研修の参加などにより、理解に努めていただきますようお願いいたします。

2点目として、利用支援事業の運用において、本日専門職団体からの御報告のとおり、要綱の整備では対象者の見直しがされていても、実際の運用では収入や資産などの助成要件が自治体によって異なっているため、結局、助成対象とならない場合も多くあることが明らかになりました。

例えば、A市の資産要件では単独世帯の年間収入が150万円以下、預貯金350万円以下に對して、B市では収入要件はなく、資産要件を40万円以下としているため、預貯金300万円

の人はA市では助成が受けられ、B市では助成が受けられないこととなります。この資産要件等についてもっと細かい計算様式を設けている自治体もあります。このB市の場合、仮に41万円の預貯金では助成対象とならないため、本人から報酬を受け取る前提で報酬付与申立てをすることとなり、報酬額は極めて低額となることが想定されます。当法人でも、助成対象外の場合には、年間1万円の報酬付与の審判がなされたことがあります。また、助成申請時の資産申告書では、世帯全員の現預金や有価証券などの申告を成年後見人等に求めるものもあります。後見人などが本人以外の世帯全員の資産まで把握することは困難であり、極めてプライベートな内容を尋ねることで家族との関係性が悪化する場合もあるため、検討が必要と考えます。

このような実際の運用の実情についても、今後、厚労省による本事業の取扱いの実態を把握して、しかるべき検討をお願いするとともに、市町村の考え方や財政力の差異によって助成対象者が異なることのないよう、国による市町村への助成の在り方の検討もお願いしたいと思います。

○新井主査 中村委員、お願いします。

○中村委員 今日の御報告等の中で、実際の報酬や報酬助成についての現状と一定の整理について明らかになりました。大変ありがとうございました。現場として、社協の立場として、具体的な点で2点御報告をさせていただきたいと思います。

社会福祉協議会においては、日常生活自立支援事業等によって地域の権利擁護支援を必要とする方の相談支援を行うとともに、行政や権利擁護支援に携わる弁護士、司法書士、社会福祉士などの専門職、それと社会福祉施設や民生委員・児童委員等の多様な関係者とのネットワークを構築してきました。こうした取組で、社会福祉協議会でも成年後見制度の利用促進において積極的な役割を果たすことが求められ、そして取り組んできています。その中で、日常生活自立支援事業から成年後見制度への移行という部分で検討する中で、その利用者の方は、低所得の方であったり、家族・親族との関係が希薄な場合が多く、申立人がいない、後見人等の候補者がいない、そうして申立ての費用や後見人の報酬が払えないなどの理由によって成年後見制度への利用に結びつきづらい場合もあります。円滑な移行を進めるためにも、行政による関与・協力が不可欠で、市町村長申立て、そして成年後見制度利用支援事業の活用によって、申立費用であったり、報酬助成、そして後見人候補者の養成等を行政に対して働きかける必要性があると思います。このように、成年後見制度への円滑な移行を進めるに当たっても、申立費用、報酬助成制度の充実を今後、一層進めていただきたいというのが1点目です。

もう一点につきましては、法人後見の取組の安定的な運営です。社会福祉協議会が地域のセーフティーネットとして役割を果たしていく上で、適切な後見人等がないということで、地域生活の継続が困難となる人を支えるためにも、社協としても積極的に法人後見に取り組んでいるところですが、現在の報酬や報酬助成の制約等によって安定的、継続的な実施が難しいところも出てきています。そういう中で、幾つかの自治体においては、自

治体における法人後見の役割・意義を踏まえて、自治体として法人後見実施機関に対しての補助金を出すなど安定的な取組を進めているところもあります。今回の議論にも出ておりましたが、自治体の格差の平準化をより一層進めていただくとともに、全国どこにいても利用できる制度とするためには、自治体の努力だけではなく、やはり国の仕組みですとかルール、そして報酬、報酬助成についての一層の検討を今後も進めていただきたいと思っています。

○新井主査 続きまして、星野委員、お願いします。

○星野委員 2点申し上げたいと思います。

まず1点目です。裁判所の説明にございましたが、報酬を決定するのはもちろん家庭裁判所ですけれども、その結論を導き出すために様々な情報を地域連携ネットワークの中で活用していくという視点を求めたいと思います。特に身上保護というのは結果が見えにくいといえますか、その評価に関わる者の立場で全く異なってしまいますので、これを後見人の報告だけで付加報酬を決定するような形になってしまわないように、その報告書の書式の工夫もあると思いますが、住田委員からもありましたように、地域連携ネットワーク、中核機関等の関わりというものも評価の中に入れていくという考え方を検討いただきたい。これが1つ目です。

2点目です。利用支援事業についてです。毎年調査をしていただいて実態が明らかになってきたと思うのですが、これまでも出ていますように、本人の資産状況の前提条件が地域によってばらばらであるということ、助成額の考え方もばらばらであるということが、結果として、私どもが今回出した最後のスライドにある、制度が必要な方が少なくとも報酬負担がネックとなってつながらないという実態を生み出しており、こういったことをなくさなければならないと思います。そのように考えますと、報酬を本人の資産から直接受け取るというやり方でこの仕組みが本当に実現できるのか。もちろん本人負担というのは当然生じると思いますけれども、報酬を本人の資産から受領するという形から考えるのか。そこについては社会保障的な考え方ですが、こういった議論を見据えてこれから検討していくことが必要ではないかということをお願いしたいと思います。

○新井主査 勝野さん、お願いします。

○勝野代理 成年後見制度利用支援事業については、全ての市町村に同事業を実施すること、また市町村長申立て以外も対象にすること、生活保護以外の低所得者も対象にすること、監督人報酬も対象にすることが求められています。この必要性については全国市長会としても認識しているところです。その上で、同事業の実施主体である市町村としては、財源確保など現実的な課題に対応していかなくてはなりませんので、こうしたことを踏まえ、大きく4点の意見を述べたいと思います。

1点目です。本日の冒頭では、日本弁護士連合会から訴訟等の付加報酬に関する御報告があり、専門職が専門性を発揮した対価である報酬が受け取れていない事実が明らかになりました。本人の権利侵害からの回復支援の観点から重要な課題ですが、市町村には、先



ほど述べたように、既に第二期基本計画記載の要請があり、これに対する財源の確保と体制づくりで手一杯という状況です。そこで、これらに関して、第二期基本計画の考え方の1つである司法による権利擁護支援を身近なものにするという観点から、ぜひ法務省には前向きな検討をお願いしたいと思います。具体的には、本日御報告のありました内容について、例えば判断能力が不十分な国民の裁判を受ける権利の視点はどうかなど、国民目線の検討も加えていただき、民事法律扶助の枠組みや運用を柔軟にするとともに、保障財源を拡充し、報酬の議論と別物にはせず、特に訴訟等の法的課題に関する付加報酬について対応できるようにすることを求めます。

続きまして2点目です。最高裁判所より報酬算定の在り方の検討について報告がありました。報酬付与につきましても家庭裁判所の権限であることが明らかであります。先ほどの星野委員の質疑の中でも、裁判所で責任を持って対応するとありましたが、身上保護のプロセス評価について、市町村としてはコミュニケーションを取ることが重要だと考えていますが、市町村や中核機関が評価の代替をすることがないよう、地域連携ネットワークの一員である家庭裁判所による制度の運用・監督機能の観点から検討していただくことを求めます。併せて、本日の専門職団体の報告にもあったように、報酬付与と報酬助成は関連があるため、最高裁判所には助成制度の実施主体である市町村の意見も聞いていただくことを求めます。

続いて3点目です。報酬の課題は担い手の確保と併せて考える必要がある旨、第二期基本計画に記載されています。特に専門職後見人がその役割を果たし、専門的な課題が解決された後は、市民後見人への交代が期待されているところです。この点について、全国各地で市民後見人が活躍できるよう、厚生労働省においては、例えば市民後見人養成研修の修了生が転居された後でも、転居後の都道府県や市町村で市民後見人として活躍できる相互認定の仕組みを検討いただくなどをお願いしたいと思います。

最後です。これまで述べたことを実現するためには財源の確保が課題になります。このため、市町村の事業を補助する立場である厚生労働省には、これまで幾度と答弁されてきた予算獲得への尽力を改めて要望するとともに、ワーキング・グループの範疇を超えることは承知しておりますが、菊池委員も指摘されたように、地域の実情というよりも判断能力が不十分な方の権利保障として、例えば任意事業の位置づけがどうか、実行補助率の低い地域生活支援事業の枠組みでよいかなど、ぜひ御検討いただきたいと思っております。

○新井主査 それでは、水島委員、お願いします。

○水島委員 最高裁判所、厚生労働省、そして法務省、それぞれについて意見を述べたいと存じます。

まず、最高裁判所の取組について、これからの報酬算定においては、基本的な視点として意思決定支援を踏まえた形での基礎報酬、付加報酬の算定が求められるはずですが。そのためには、先ほども指摘したように、裁判官又は調査官、書記官等に対して、すなわち、報酬の算定に携わる方々に対して、各種意思決定支援ガイドラインの理解を促進するため

の意思決定支援研修をしっかりと実施していくべきではないかと思われま。また、星野委員が指摘されたように、後見人等による報告だけではなく、中核機関等も含めた第三者の評価の仕組みといったものも併せて検討されるべきではないかと考えた次第です。

次に、厚生労働省に対しては、最低限の報酬については、中村委員も指摘されておりましたが、全国あまねく地域において成年後見制度利用支援事業が適切に活用できるようにするための積極的な財政措置を取るべきではないかと考えます。その根拠として、幾つかの委員が述べられた憲法上の権利保障、あるいは社会保障の一環としての位置づけということも考えるべきではないかと思われま。

それから、法務省に対しては、本日、最高裁判所がスライド7ページで指摘されたように、これが後見事務として行われれば、専門性を適切に評価するという観点から財産管理における付加報酬が想定されるような法律事務について、通常の民事法律扶助の代理援助の開始要件を満たし得るような場合には、法律専門職である後見人が別の弁護士等を依頼する際の代理援助の利用を認めることについても、既に話合いが始まっているかとは存じますが、併せて検討されてしかるべきではないかと考えます。

○新井主査 最後に当事者との関係が近い委員からの発言をお願いしたいと思います。まず、久保委員、お願いします。

○久保委員 本日は各お立場から御報告をいただきまして、ありがとうございます。素人でございますので、よくは分かっておりませんが、一定程度理解が進んだように感じております。

そこで、報告書について少し御意見を申し上げたいと思っております。報告書の意思決定支援とかいろいろな課題があるわけですけれども、回答を追っていったら、何をしたかというのが分かるような報告書にさせていただけるのではないかと素人ながらに考えております。後見人が自分で書くことだけを実施していただくのではなくて、追って書いていくと何をしたかが分かる、そんな報告書をやっていただいてもいいのかなと思ひました。

それと、報酬の部分ではございますけれども、知的・発達障害に関しましては、障害者基礎年金が大半でございますので、経済的状況が大変厳しいということもござひます。報酬も、予測可能というところまで行くと難しいのかも分かりませんが、一定想定できるような、利用の判断につながるようなことがお示しただけならありがたいと思ひます。成年後見制度を利用していくことを進めることにもつながりますし、成年後見制度利用支援事業の拡大とか新たな報酬助成制度も私たちとしては希望しておりますので、そこにもつなげていっていただけたらありがたいと思ひしております。

それともう一つ、意思決定支援を担っていくことがとても重要だという議論もされてきましたし、研修も実施されているというふうに理解しております。その方向を踏まえていけば、家庭裁判所の報告書も意思決定支援の取組について確認することが重要ではないかなと思ひしております。意思決定支援の研修を受けたか受けていないかとか、意思決定

支援の研修で示されているようなプロセスを踏んでおられるのかということも確認できるような報告書にさせていただけたらありがたいなと思っております。

○新井主査 続きまして、花俣委員、お願いします。

○花俣委員 今日、運用改善に関する現場レベルでの議論であったかと思っております。また、実務に当たって適切な報酬受領が大変厳しい状況にあるという実態もよく見えてまいりました。最高裁においても様々な検討を重ねていただいていることも理解できました。ただ、予測可能性の確保というのはかなり厳しいということなので、ここは我々の思ったとおりにはいかなかったなと思っております。報酬付与額の平均など、過去の実績でお示しいただいております。この過去の実績というのがどの辺の過去のなかということも問われるのかなと。こういう運用改善がされつつ、その中でどんな報酬であったかということが実際に見て取れるような数字をお示しいただければ、少しは目安になるのかなと思いました。

そんなような現場レベルの御報告を受けての各省庁から、今のようなお答えがあったと思います。それに対して、さらに各委員から御指摘のあった、まだ残された課題が様々ございました。そういったことに各省庁の皆様もぜひ真摯に向き合っていていただいて、より改善されるような制度になっていくことを願っております。

○新井主査 続きまして、櫻田委員、お願いします。

○櫻田委員 それぞれのところからの御報告ありがとうございました。この報酬に関してはずっと議論を進められているところであって、現状は非常に難しい面も多々あることは私のほうでも理解できたところではあるのですが、一方で、制度を利用したくても、報酬の面ですみずいて利用になかなか結びつかないという方も現状としては結構多かったです。その報酬に関する議論は今後も続いていくかとは思いますが、私たち当事者が制度を使うことでよりよい生活ができるようにということを大前提に制度を利用していくことが多いかと思っておりますので、その視点からも、どういうふうにしたら私たちが利用しやすいかとか、今後も私たちのほうでも御協力はさせていただきますけれども、ぜひそこら辺の視点も入れていただきながら御議論を今後進めていただけると幸いです。

制度自体も、これから法改正も進んでいくということで、よりよい制度になっていくことを私たちは期待しているので、報酬の面に関しても今後よりよくなっていくことを期待したいと思っております。

○新井主査 引き続きまして、大塚委員、お願いいたします。

○大塚委員 一般社団法人発達障害者支援ネットワークの大塚と申します。

お話を聞いていて、関係者の皆さんが成年後見を含めた権利擁護という仕組みを作ろうということ、よく分かりました。そんな中で、当事者団体としては、成年後見制度を含めた権利擁護のシステムが地域において非常に厳しい生活をなさっている方たちにきちんと届いて、権利擁護を中心に地域生活が成り立つという仕組みを作っていただきたいということをつくづく思っております。

例えば利用支援事業について、いろいろな課題が出てまいりました。市町村の格差であるとか、履行されていない課題。でも、やはり財源の問題が大きいのではないかと認識しております。障害の場合においては、地域生活支援事業も必須事業となっておりますけれども、必須事業とはいえ、これについて市町村で取り組むことが困難だと思っております。成年後見を含めた権利擁護全体の支援というものを大きく社会保障全体と考えるというお話もありました。そういう観点から言えば、例えば障害者総合支援法の介護給付であるとか自立支援給付と同様に、権利擁護事業というのも、従来の狭い福祉サービスではないような建て付けにおいて、障害のある方の、厳しい生活をなさっている方の権利を擁護していくこともこの時代においては同等に必要なのではないかと考えています。そういう意味では、現行の地域生活支援事業の必須事業、補助金から個別給付という形で、きちんと本人の権利を守る、個別の権利としての個別給付であると。ほかの福祉サービスと同じような建て付けということも考えられる。もちろん、予算的に非常に厳しい状況というのは分かりつつ、そういうものの導入。全部でなくても一部導入、あるいは期間を区切ってかもしれませんけれども、そういうことも考えていかなければならないと思っております。

そういう意味では、成年後見制度を含めた権利擁護全体という観点からいろいろ見直しを図っていく必要があると思っております。

○新井主査 時間になりましたので、意見交換はこれまでとします。

ここで主査から一言申し上げたいと思います。本日のワーキング・グループにおいては、日弁連、リーガルサポート、日本社会福祉士会、最高裁判所、厚生労働省、法務省から報告をいただき、意見交換を行いました。大変有益であったと思います。とりわけ本ワーキング・グループの核心的な課題でもある適切な報酬算定については、最高裁が鋭意調査・分析を行い、令和7年4月に新たな運用の開始を予定しているとの報告は、本ワーキング・グループにとっては大きな成果であったと思います。最高裁の関係者の御尽力に感謝申し上げます。今後は、令和6年度に中間検証が予定されていますが、運用改善等に関する更なる御意見、御質問があれば、利用促進室なり主査にお寄せいただければ幸いです。委員の皆様、御報告いただいた皆様、関係官庁の皆様に心からのお礼と今後の御協力をお願い申し上げます。

本日の議事はここまでとし、最後に事務局から連絡事項をお願いいたします。

○南成年後見制度利用促進室長 新井主査からもありましたとおり「成年後見制度の運用改善等に関するワーキング・グループ」の開催は本日をもって終了となります。委員の皆様、関係機関の皆様、精力的に御議論、御検討いただきましたことに事務局としても感謝申し上げます。また、来年は第二期計画の中間年になりますので、それに向けて、政府としては引き続き関係機関と連携して対応を進めていきたいと思っております。

本日の議事録につきましては、速記が起きてきた後に、委員の皆様それぞれに御確認をいただいた上でホームページに掲載いたしますので、よろしく願いいたします。

○新井主査 本日は以上とさせていただきます。どうもありがとうございました。